

2026年3月16日

株主各位

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
マックス株式会社
代表取締役社長 小川 辰 志

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年1月30日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき4株の割合で株式分割をすることを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日付をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を437,949,000株増加して、583,932,000株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月末目途でお届出住所に発送する予定です。
- 2026年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1)住所変更・改姓名等各種手続きはお取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にご連絡ください。

特別口座の口座管理機関
照会先

三井住友信託銀行
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
（午前9時から午後5時迄。土・日・祝日および12/31～1/3を除く）